深谷市中小企業者経営革新計画策定奨励金交付制度　Ｑ＆Ａ集

令和７年１月２０日現在

Ｑ１．申請受付期間は？

Ａ１．令和７年４月１日（火）～令和８年３月３１日（火）までとなります。

　　 郵送の場合は、当日消印有効となります。

Ｑ２．経営革新計画とはどういったものか？

Ａ２． 中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中

期的な経営計画書です。埼玉県知事が中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画を承認してい

ます。計画承認の詳細につきましては、

埼玉県：

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/shigoto/sangyo/kigyo/kigyoshien/keekakushin/index.html

にてご確認ください。

Ｑ３．経営革新計画を策定し承認を受けることでどのようなメリットがあるのか？
Ａ３．新規事業について、数値を含めて計画書に落とし込むことで、実行性が高まります。そのため、

　　　計画的な経営に繋がります。加えて、以下の優遇・特例を受けられる可能性があります。

　　　①　日本政策金融公庫の特別利率による融資制度

　　　②　信用保証の特例

　　　③　補助金・助成金の審査上の加点

（各優遇措置の詳細についてはホームページ等でご確認ください。）

Ｑ４．埼玉県知事による経営革新計画の承認を受けて、本市の制度利用を考えているが、

　　　どのように計画を策定したらよいかわからない。相談できるところはないのか？
Ａ４．深谷商工会議所、ふかや市商工会等にて事前相談を受け付けております。

Ｑ５．深谷商工会議所、ふかや市商工会では他にどのような相談を受けてくれるのか？

Ａ５．資金調達、事業承継や新たな事業への取り組み等といった経営に関して幅広くご相談していただけ

ます。

Ｑ６．補助対象の中小企業者とあるが、具体的にどのような事業者が対象外となるのだろうか？

Ａ６．社会福祉法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益財団・財団

法人、学校法人、農業組合・協働組合等の組合、農林漁業を営む者等が対象外となります。

Ｑ７．今回の制度では、個人事業主は対象となるのか？

Ａ７．対象となりえます。

Ｑ８．なぜ今回農林漁業・農業法人は対象外となるのか？
Ａ８．本事業の趣旨が、市内商工業の振興を目的に実施しており、今回は対象外とさせていただきました。

Ｑ９．個人事業の医者・歯医者は対象外なのか？

Ａ９．個人開業医であって、医療法人化していなければ、個人事業主であるので対象となりえます。

Ｑ１０． 同じ代表者が複数の法人を経営している。それぞれの法人が埼玉県知事による経営革新計画の承認を受けた場合は、別々に申請することは可能なのか？

Ａ１０． 別の法人からの申請となりますので申請いただけます。

Ｑ１１．奨励金はどのように支払われるのか？

Ａ１１．深谷市中小企業者経営革新計画策定奨励金交付申請書兼請求書で記載された振込先へお振込み

させていただきます。なお、支払通知書は発行しませんので通帳へ記帳していただくなど振込

確認をお願いしております。

Ｑ１２．ネット銀行や通帳レス口座なのだが、振込はできるのか？

Ａ１２． お振込みは可能です。ご申請時に口座名義（個人事業主の方は申請者名義、法人の方は法人名

義）、銀行名、支店名、口座番号がわかるものを添付してください。

Ｑ１３．申請受付期間内に埼玉県知事による承認を受けることができなかった。この場合は対象外とな

　　　　るのか？

Ａ１３．大変申し訳ありませんが、対象外となります。経営革新計画は計画策定から計画の承認を受ける

まで、時間がかかりますので時間に余裕を持ってご対応ください。

Ｑ１４．申請受付期間中に本事業が終了する可能性はあるのか？

Ａ１４．予算に限りがありますので、想定以上に申請が集中してしまった場合は、申請受付期間中であっ

　　　　ても本事業が終了する可能性がございます。

Ｑ１５．予算に限りがあるとのことだが、どのような順番で予算上限を管理するのか？

Ａ１５．申請受付順で奨励金交付の順番を決定しております。但し、受付は必要書類が完備となった状態

を受付とさせていただいております。不備等がありますと受付とはなりませんのでご注意くださ

い。

Ｑ１６．本事業は今後も継続していくのか？
Ａ１６．来年度以降も本事業を継続していくかは、今回の実施状況などを考慮しながら、検討してまいり

　　　　ます。